

岡山県総合グラウンド施設使用許可基準

〈令和8年5月1日適用〉

I 陸上競技場、補助陸上競技場、体育館及び庭球場の利用決定

翌年度以降に開催される、大規模な大会等の施設使用の許可については、原則として次により行う。

1. 毎年5月に利用要望調査を実施し、利用調整会議に諮り、6月に使用許可予定を決定する。
 - 翌年度、翌々年度開催予定の大規模な大会（中国地区以上の規模）等で、準備等に長期間を要し、11月（陸上競技場・補助陸上競技場関係は1月）決定では実施が困難なものに限る。
 - 翌年度、翌々年度、翌々々年度開催予定の大規模な大会（全国規模）等で、準備等に長期間を要し、11月（陸上競技場・補助陸上競技場関係は1月）決定では実施が困難なものに限る。
2. 毎年10月に利用要望調査を実施し、利用調整会議に諮り、11月に使用許可予定を決定する。（陸上競技場・補助陸上競技場関係は12月に利用要望調査を実施し、利用調整会議に諮り、1月に使用許可予定を決定する。）
 - 翌年度開催予定の大会等
 - 翌年度、翌々年度開催予定の大規模な大会（中国地区以上の規模）等で、準備等に長期間を要するものに限る。
 - 翌年度、翌々年度、翌々々年度開催予定の大規模な大会（全国規模）等で、準備等に長期間を要するものに限る。
3. 要望が重複する場合は、指定管理者において利用調整を行う。
 - (1) 優先順位は、原則として次のとおりとする。
 - ア 国際大会
 - イ 全国大会
 - ウ 中国大会、中国ブロック大会又はこれと同等規模の大会
 - エ 全県規模の大会
 - オ イ、ウの代表を決定する大会
 - カ プロの試合
 - (2) 利用を希望する団体等は、当該日程及び当該施設を希望する具体的な理由を示した資料をもって説明を行うものとする。
（具体的理由とは、収容人数・競技用設備等の大会実施上の個別事情を指す。）
 - (3) 利用調整は、(1) 及び (2) 並びに大会の内容・規模(参加人数)等を総合的に考慮して行うものとする。
 - (4) 利用を希望する団体等は、相互に代替施設の情報提供等に努め、円滑な利用調整を図るものとする。
 - (5) 総合グラウンド内の他施設で実施可能な場合は、他の利用調整会議と連携しながら総合的に調整を図るものとする。
 - (6) 利用調整が不調となった場合は、指定管理者が別途指定する第三者の意見を聞いた上で、利用者を決定するものとする。
（第三者は、有識者やスポーツに造詣が深い者等で組織するものとする。）

Ⅱ 利用調整後の利用決定

翌年度の全ての大会等の利用調整を行う 11 月の利用調整会議（陸上競技場・補助陸上競技場関係、野球場関係は翌年 1 月開催）後の利用については、原則として次により順次受付を行い、利用決定する。

なお、準備等に相当の期間を要するもの等やむを得ない事情があるものについては、総合的に考慮して調整することとする。

1. 大規模なスポーツの大会、運動のイベント、スポーツ以外の催し等

ア 原則として使用月の 3 ヶ月前の平日の初日から、順次受け付ける。

（小規模なものは、原則として使用月の前月の平日の初日から受け付ける。）

イ 原則として利用日の 10 日前までで締め切る。

2. 競技団体等が主催する大会、講習会、研修会等

ア 原則として 2 ヶ月前の平日の初日から、順次受け付ける。

イ 原則として利用日の 10 日前までで締め切る。

3. 一般専用使用（スポーツの練習等）

ア 使用日の前月（グラウンドクラブは前々月）の平日の初日から順次受け付ける。

なお陸上競技場、補助陸上競技場については、個人練習（個人使用）開放日決定後における専用使用の申請は、原則として認めない。

イ 体育館の専用使用については、サブアリーナは全面、メインアリーナは 4 分の 1 面以上とする。なお原則として、1 団体週 1 回の利用とし、通算して月 10 時間を超えない範囲内で週 2 回までの使用を認める。

また、平日 17 時までの利用については、前後の空き状況を考慮して柔軟に対応することとする。

Ⅲ 一般使用・個人使用について

1. 庭球場の一般使用

使用日の 1 ヶ月前から前日まで、陸上競技場 1 階の受付窓口にて、来所又は電話により順次受付を行い、利用決定する。（インターネット予約も可能：前日 24 時まで）

なお、利用当日については、テニスハウスにて順次受付を行い、利用決定する。

2. 陸上競技場の個人使用

原則として専用使用、整備等が無い月曜日を個人練習開放日として供することとし、利用券の確認をもって利用許可とする。なお、月曜日が祝日又は振替休日の場合は火曜日とし、毎月、中・下旬頃に翌月の供用日を決定して掲示する。

3. 補助陸上競技場の個人使用

専用使用、整備等が無い日（時間帯）を個人練習開放日として供することとし、利用券の確認をもって利用許可とする。なお、翌月の供用日は、毎月、中・下旬頃に決定して掲示する。

4. 体育館の一般使用、弓道場・水泳場の個人使用

専用使用、整備等が無い日（時間帯）をそれぞれ供用日として開放し、利用券の確認をもって利用許可とする。

IV 野球場の特例

1. 野球場の翌年度の使用許可決定については、倉敷スポーツ公園が、毎年12月に3球場（マスカットスタジアム・同補助球場、総合グラウンド野球場）の利用要望調査を実施し、翌年1月初・中旬に利用調整会議に諮り、使用決定を行う。なお、総合グラウンドへ要望があったものは、総合グラウンド事務所から倉敷スポーツ公園へ連絡する。

利用決定通知は倉敷スポーツ公園が行うが、総合グラウンドへ要望のあったものについては、総合グラウンド事務所から通知する。

2. 利用調整会議後の利用要望については、総合グラウンド事務所を窓口として、前記Ⅱに準じて受付を行い、利用決定する。

（使用申請に当たっては「岡山県総合グラウンド野球場使用心得」を参照のこと）